

## 松溪会 2023 年度事業計画

### はじめに—保育を取り巻く状況の変化に対応する phase2

こども子育て支援法に基づく待機児童対策の追い風を受けて 2013 年以來、保育事業は大きく成長し、多様な事業体が混在する分野となった。しかし、出生率の上昇は見られず少子化傾向は留まることなく、少子問題は人口減少による労働力不足の問題へと焦点が移った。地域における少子化と人口減少が進む中で全国の保育施設の稼働率は 90%を割り込み、赤字経営を余儀なくされた法人も出現している。このような中で保育定員の見直しによる縮小など、事業経営における視点が変わりつつあることを無視出来ない。

松溪会は保育事業を生業とする単一事業であり小規模法人である。あらためて中期的視点に立って経営方針を見直しせねばならない岐路に立っている。また長年、保育事業に認められてきた定員の弾力運用の廃止も管轄する行政からは示唆されており、事業の利益構造も大きく変化することとなる。このことから、保育ニーズの変化に対応した保育所の多機能化は求められるべきものであり、松溪会として多機能化に向けて積極的に取り組むことから、湖西市、浜松市において障害児支援に対する具体的取り組みを行うべく、管轄行政と対話していく年度としたい。

しかし、多機能化に基づいた専門職種の確保や職員のスキルアップは課題ではあるが、即時対応は難しい。必要となる人材の確保と育成を経営課題として位置づけ、多機能化に向けた人材確保と育成に力を注ぐ年度と位置付けたい。働いている職員の意向を尊重しつつも、福祉的支援を必要とするニーズに応える組織づくりを目指したい。併せて、現行の園舎の機能について見直しを図り、必要とされる施設整備がある場合にはこれに取り組むこととしたい。

### 2023 年度事業目標

#### 地域から選ばれる児童施設となる

私たちの仕事の見直しと取り組むべき目標を決めて行動する

#### 【2023年度 重点目標】

##### ①保育環境の充実に力を注ぐ

地域から選ばれる施設であるために、職員の創意工夫を軸に保育環境を整える。考える場や研修の機会を通して現在の保育環境をより豊かなものになるよう取り組みを行う。また、利用ニーズの変化による環境の変化に対応した情報発信や地域との接点、妊娠前後から関わる伴走支援にも施設機能の地域開放を行いたい。

##### ②保育事業の多機能化への一環として、児童発達支援事業に取り組む準備を進める

児童における発達障害の出現率は高い。保育事業としてあらゆる児童の受け入れを求めていく上で、集団保育の場に馴染み難い児童に対して個別保育、特殊保育の場を提供することを目指したい。その意味で、児童発達支援事業に取り組むこととしたい。

このため、浜松市において市野与進こども園に隣接し事業所増築の協議を行う。

**③保育士をはじめとする専門職種の人材を確保する。**

昨年度の職員定着の反動を受けて職員にとっては、出産や結婚に伴う転居等が予測・予定される。また、同一職場に対する自己成長の場を求めることも健全な成長と理解できる。学校、大学、関係機関との関りを大切に、保育士をはじめとする専門職種の人材確保に力を注ぐ。

**④職員個々の成長が客観的に評価されるため保育士ラダー導入する**

昨年からの懸案事項であった保育士ラダーによる自己評価と他者評価を行い、職員の育成の礎とする。また、ラダー評価による職員処遇改善の支給についても連動していく。

**⑤取り組むべき個人目標と組織目標と関連付けられる活動を目指して目標管理に取り組む**

保育士ラダーの実施にあたり、フィードバック面接に合わせて、目標管理に取り組み、個人目標に実現を支援し、職員の成長を促したい。

**⑥運営会議を軸とした管理職、リーダーの役割を明確にし、保育士等キャリアアップの仕組みをつくる**

施設、事業運営を行う上での判断基準、判断を行うための合意形成の場や役割等が個人的な判断とならぬよう仕組みをつくる。

**⑦保育の専門性追及のため、他法人や地域と連携した保育研究学会等へ参画する**

保育の仕事に対する理念と理論を持つことは福祉を行う者にとって重要な源である。研究発表の場を目標に掲げることでゴールを明確にし、聖隷や地域の仲間施設等で行う学会等への参画を行っていく。

**⑧現行のシステムの見直しも含めて、システムの変更に着手する**

保育現場で行われる手作業や再現性が乏しい仕事に対して、職員の負担軽減を軸にシステムの変更や見直しを行っていく。保育の基幹システムであるキッズリーにおいても検証し、端末機器の更新に合わせて新システムの移行も行いたい。

**⑨法人管理組織、事務業務の支援機能等を変更する**

上記の取り組みが実行できるための管理組織について検討を進める。このため、保育事業を法人全体を通して見渡す機能として「統括園長」を法人本部に位置づけを行う。また、児童発達支援事業について専門知識技能を有する助言指導が行えるよう専門職の位置づけを行う。保育経営環境の変化に伴う本部機能の強化に取り組む開始年度としたい。